

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(5) 公共フロントサービスの提供等

② ワンストップサービスの推進等

国民の利便性の向上を図る観点から、子育て・介護、引越し等の行政手続のワンストップ化を推進する(具体的な施策について、以下を参照。)。その際、行政手続だけでなく民間手続も含むワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)を実現するため、APIの整備や公開を推進する。

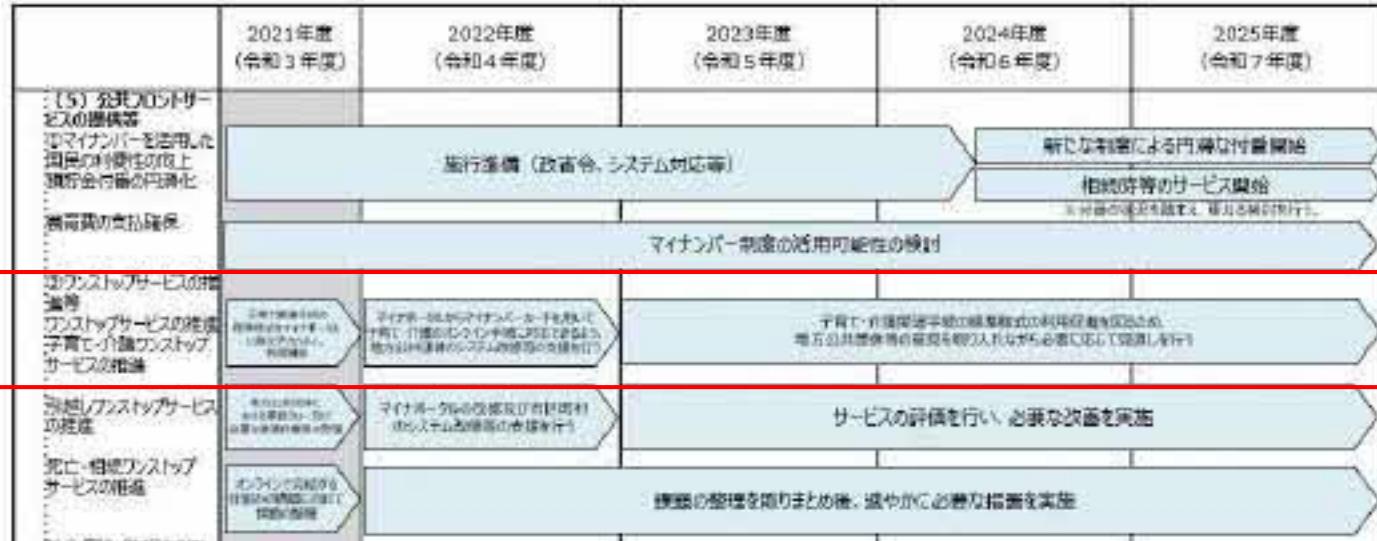
先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

ワンストップサービスの推進等に関する具体的な施策

① 子育て・介護ワンストップサービス等の推進

子育て・介護に関する手続のオンライン申請の普及促進として、令和2年度(2020年度)に介護関連の手続、令和3年度(2021年度)に子育て関連手続についてマイナポータルぴったりサービスにオンライン申請における標準様式を登録し、利用を開始した。
令和4年度(2022年度)にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関する手続のオンライン申請に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。

<工程表>



- 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別な理由がある者に対し、保険料の減免を行うことができる。
- 今般、以下の条件により、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に対し保険料の減免を行ふ保険者に対し、減免に要する費用の財政支援を行う。

減免の要件 及び金額	<p>①生たる生計維持者の死亡等 新型コロナウイルス感染症により、生たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒全額免除</p> <p>②生たる生計維持者の事業収入等の減少 【要件】</p> <p>i 新型コロナウイルス感染症の影響により、生たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少見込額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該収入額の3／10以上</p> <p>ii 減少することが見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</p> <p>【減額の計算】</p> <p>対象保険料（税）額 $(A \times B / C) \times$ 減額又は免除の割合 (d) = 減額又は免除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">【介護】</th><th>前年の合計所得金額</th><th>減額又は免除の割合=d</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>210万円以下であるとき</td><td>全部</td></tr> <tr> <td></td><td>210万円を超えるとき</td><td>10分の8</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 申請者の既往歴の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額を免除。</p>	【介護】	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合=d	210万円以下であるとき	全部		210万円を超えるとき	10分の8
【介護】	前年の合計所得金額		減額又は免除の割合=d						
	210万円以下であるとき	全部							
	210万円を超えるとき	10分の8							
対象保険者									
対象保険者	上記基準により減免を行った全ての保険者								
補助割合	10分の10 ※全額特別調整交付金により支拂（通常は：特別調整交付金にそ8分の10支拂。）								

向付印紙面予算(額)
国庫補助金額: 20億円
合計額: 10億円
障害福祉サービス費: 10億円

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半損した方、または患者権利者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(以下)及び特定被災区域(自由の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除)
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算、及び特別調整交付金)

■ 特別調整交付金: 10億円
障害福祉サービス費: 10億円
合計額: 20億円

避難指示区域等

【平成24年度～令和4年度】

- 窓口負担・保険料の免除を延長
- 国により全額を財政支援(復興特会 及び 特別調整交付金)
- 避難指示が解除された区域等の上位所得層(以下)の住民
 - ・ 平成26年10月以降廃止、特別措置の対象外
 - ・ 特別措置の対象外となった場合でも、本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
 - ⇒ 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

特定被災区域(避難指示区域等以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を継続
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金)

【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

【令和5年度】

- ① 避難指示区域の住民及び平成27年度～令和4年度の間に避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民
 - 窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長
 - 国により全額を財政支援(復興特会 及び 特別調整交付金)
- ② 平成26年度までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の上位所得層以外の住民
 - 保険料の半額を免除: 窓口負担の免除は直ちに1年延長
 - 国により全額を財政支援(復興特会 及び 特別調整交付金)
- ③ 令和4年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
 - ⇒ ③の減免について、財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

令和5年度予算(額): 10億円
(内訳: 本年度予算: 10億円)

東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。(※上位所得者とは、被保険者個人の合計所得金額633万円以上の者)

利用者負担免除関係

(1) 避難指示区域等の被保険者等の利用者負担額の免除に対する財政支援

内訳: 前年度予算額 3.8億円 (3.8億円)

保険料減免関係

(2) 避難指示区域等の被保険者等の第1号保険料の免除に対する財政支援

5.3億円 (6.5億円)

(3) 避難指示区域等の被保険者等の第2号保険料の免除に対する財政支援

0.6億円 (0.7億円)

保険給付

公 費 (50%)

第1号保険料 (23%)

第2号保険料 (27%)

利用者負担額
(前年度予算額)

(2)により支援

(3)により支援

(1)により支援

* 保険料減免(※)を用神喪・特別調整交付金等、(3)については平成26年度以前は全部保険料で支払ったが27年度から8/1に、28年度から8/2、29年度は8/4、30年度は8/6、31年度は8/8に変更。各医療機関(※)は通常の保険料、国保料等の(3)に付けては平成26年度以前は8/1で支払ったが27年度から8/2に、28年度から8/4、29年度は8/6、30年度は8/8に変更。

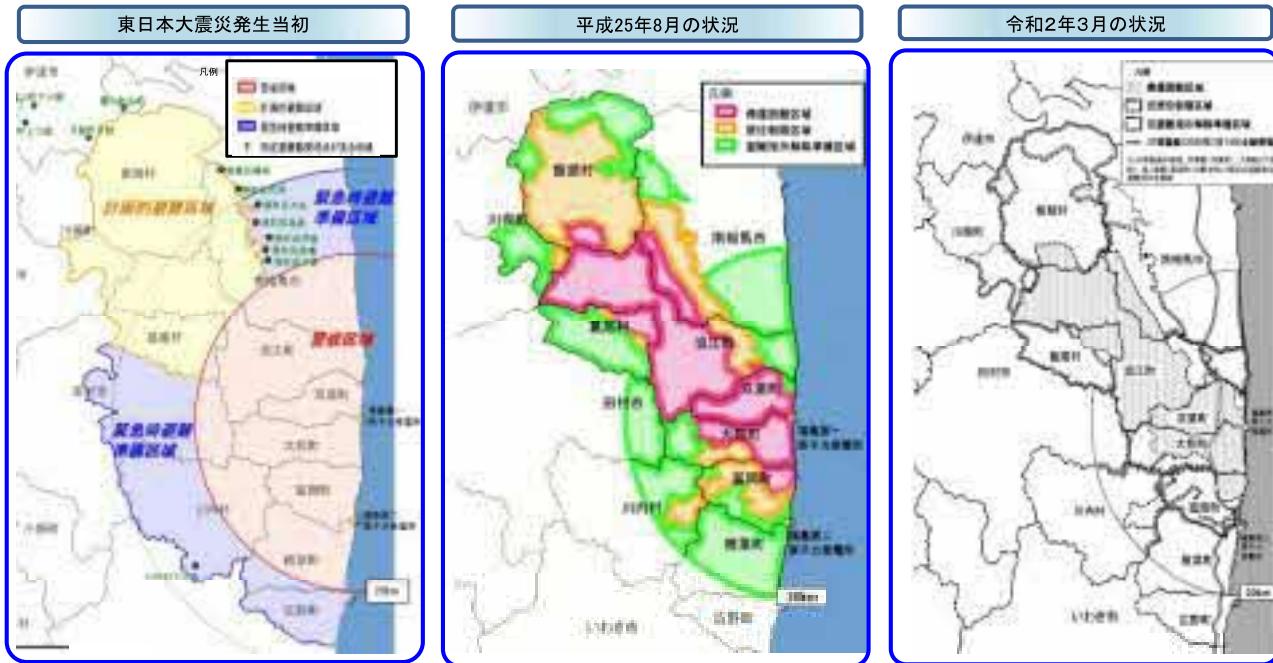
【令和5年度からの見直し内容について】

- ・ 平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象とする。また、避難指示区域等の指定が解除されてからの期間をきめ細かく考慮して施行することとした。
- ・ 被保険者の急激な負担増を防ぐ観点から、複数年にかけて段階的に見直す。
- ・ 保険料については、見直し開始年度は保険料の半額の免除に対して財政支援を実施する。
- ・ 利用者負担については、見直し開始年度及び見直し開始年度の次年度については、被保険者等の利用者負担の減免に対する全額の財政支援を実施する。

	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成26年までに解除された地域】 福島、宮城(一部)、茨城(一部)、栃木(一部)、群馬	保険料	1/2	x		特例終了			
	窓口	○	○					
【平成27年に解除された地域】 福島(勝川市域)	保険料	○	1/2	x	特例終了			
	窓口	○	○	○				
【平成28年に解除された地域】 福島(一部)、宮城(一部)、岩手(一部)、青森(一部)	保険料	○	○	1/2	x	特例終了		
	窓口	○	○	○	○			
【平成29年に解除された地域】 福島(一部)、宮城(一部)、岩手(一部)、青森(一部)	保険料	○	○	○	1/2	x	特例終了	
	窓口	○	○	○	○	○		

避難指示区域等の解除・再編の経過

- 旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は、平成26年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成26年度に解除された旧避難指示解除準備区域(田村市の一帯及び川内村の一部)及び特定避難勧奨地点(南相馬市の指定箇所)の上位所得層は、平成27年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成27年度に解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一帯)の上位所得層は、平成28年10月1日以降、特別な財政支援の対象外としている。
- これまでに指定が解除された区域の取扱いと同様に、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一帯、飯館村の一帯、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の上位所得層は、平成29年10月1日以降、特別な財政支援の対象外とする。
- 令和元年度に解除された区域等の上位所得層については、令和2年10月1日以降、特別な財政支援の対象外とする。



社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業

社会福祉事業を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が、低所得者の負担軽減を行うことは本来の使命との考えの下、介護保険制度における低所得者施策を補足すべく、法人の持ち出しにより利用者負担の軽減を行うこととし、その一部を公費により助成しているもの。

1 対象者

住民税非課税で、次の要件を満たして市町村が認める者

- ① 年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）
- ② 預貯金等が350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
- ③ 日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④ 親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

3 軽減割合

原則 1/4

（老齢福祉年金受給者は1/2）

※生活保護受給者は居住費（従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。）を全額軽減。
なお、生活保護受給者の1割負担分・食費分は生活保護より給付される。

4 公費負担

- 軽減を行った社会福祉法人等に対して、軽減総額の1/2を公費で助成。（公費内訳：国1/2、都道府県・市町村1/4ずつ）
- なお、軽減の対象でない利用者も含めた、事業者が本来受領すべき利用者負担の総額（1割負担、食費、居住費及び宿泊費の合計額）の1%までは、法人が全額を負担。

5 実績

【公費助成者数・実施体制整備市町村数】

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
公費助成者数（人）※	44,035	46,186	47,721	46,895	47,953	46,681
実施体制整備市町村数（未整備）	1,645 (96)	1,654 (87)	1,502 (69)	1,504 (67)	1,507 (64)	1,516 (55)

※ 生活保護受給者に対する居住費軽減も含む。

※ 「公費助成者数」は、交付決定ベースである。

※ 2018年度からの「実施体制整備市町村数」は、いすれも保険者数である。

2 軽減対象となる費用

次のサービスに係る1割負担、食費、居住費

訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス（※ 介護予防サービスがある場合も含む。）



【事業を実施している社福法人】

	事業所数	事業実施事業所数	事業実施割合
社福法人全体	約44,000	約27,000	約6割
うち特養	約7,500	約6,100	約8割

○ 説明の趣旨

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行う。

○ 検討事項

- ▶ 介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策を検討。

【検討対象とする主な分野】注) 介護報酬の要件等に関連する事項については、介護給付費分科会にて検討。

- 指定申請関連文書** (人件・設備基準に該当することを確認する文書等)
- 報酬請求関連文書** (加算取得の要件に該当することを確認する文書等)
- 指導監査関連文書** (指導監査にあたり提出を求められる文書等)

- ▶ 中間取りまとめ（令和元年12月4日）で示された3つの視点にたち、明確な検討スケジュールを定め具体的な取組方策を検討。

【3つの視点】

- | | |
|-------------|--------------------|
| I 簡素化 | (様式・添付書類や手続きの見直し) |
| II 標準化 | (自治体ごとのローカルルールの解消) |
| III ICT等の活用 | (ウェブ入力・電子申請) |

【検討スケジュール】

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和元年度内直達の取組 | (押印や窓口負担の最小化等) |
| 1～2年以内の取組 | (変更・更新時の負担軽減等) |
| 3年以内の取組 | (ウェブ入力・電子申請等) |

○ 委員名簿 (改称略、五十音順) (令和4年9月29日現在)

○ 井口 純明	東北福祉大学客員教授
岩澤 由子	公益社団法人日本看護協会医療政策部長
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
遠藤 健	一般社団法人全国介護付き市・介護会議会長
大田 清文	東多摩町福祉保健課長
小林 瑞穂	墨田区保健福祉部介護保険課長
木下 球希子	公益社団法人全国老人保健施設会社会保険制度委員会委員
清原 麻子	杏林大学客員教授／ルーテル学院大学客員教授
小泉 立志	公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
岡山 茂	東野市福祉部理事（兼）高齢介護課長
○ 野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院教授
橋本 康子	一般社団法人日本慢性期医療協会会長
浦田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
諸星 仁志	神奈川県福祉社会もみらい開拓部介護サービス担当課長
山際 淳	民間介護事業推進委員会代表委員

◎ 委員長

○ 委員長代理

○ 開催履歴

令和元年8月7日(木)	第1回委員会
8月28日(水)	第2回委員会 審議会全体からのパブリック版
9月18日(水)	第3回委員会 総合整理会
10月18日(水)	第4回委員会 負担軽減策についての議論会
11月27日(木)	第5回委員会 中間取りまとめ(第1回～他)
12月4日(木)	中間取りまとめの公表
12月5日(金)	介護報酬改定への対応
令和2年3月30日(月)	第6回委員会 制度内調整、今後の取組方針
11月13日(木)	第7回委員会 負担軽減策についての議論会
令和3年4月12日(火)	第8回委員会 介護報酬改定についての議論会
令和4年1月26日(木)	第9回委員会 負担軽減策についての議論会
2月21日(水)	第10回委員会 負担軽減策についての議論会
6月24日(木)	第11回委員会 負担軽減策についての議論会
8月24日(木)	第12回委員会 負担軽減策
10月27日(木)	第13回委員会 取りまとめ(第2回～他)
11月7日(月)	取りまとめの公表
11月30日(木)	介護報酬改定への対応

社会保障審議会介護保険部会

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ（令和4年11月7日）概要

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護分野文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後の更なる負担軽減の実現へ向け、主に以下の項目について議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめを行った。

取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性

① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- 国が示している標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきである。
- 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきである。
- 標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきである。（施行時期：令和6年頃）

② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

- 専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い公表を行うべきである。
- 要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行うべきである。
- 受付フォーマットや運営方法については、今後も随時検討を行うべきである。

今後の進め方

専用の窓口に提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益である。

② 「電子申請・届出システム」について

- 手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきである。
- 早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の模擬展開等により早期利用開始を促すべきである。
- 利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきである。
- 機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行わるべきである。
- システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行うべきである。

④ 地域による独自ルールについて

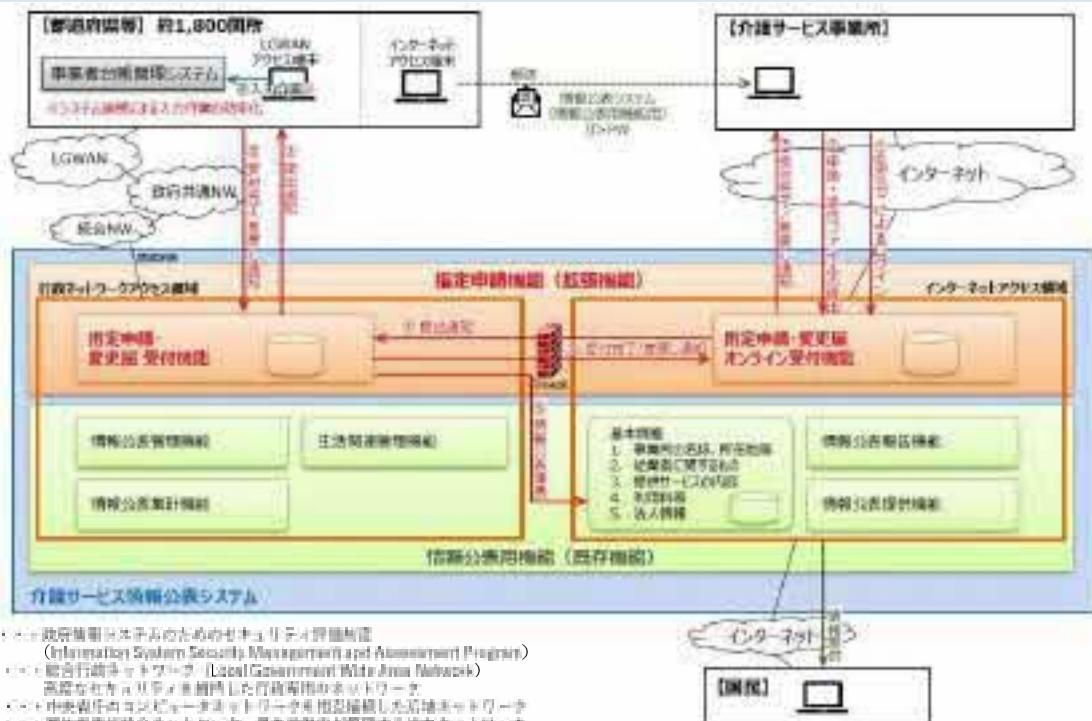
- 地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表を行うべきである。
- 専用の窓口に提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行うべきである。

⑤ その他の課題について

- 処遇改善加算や事故報告、ケアプラン、介護DX等に関して示されたその他の意見については、関係審議会における検討の中で積極的に活かし、デジタル化や負担軽減を進めていくことを期待。

電子申請・届出システムの構築（令和3年度 介護サービス情報公表システムの改修）

- 介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を行う。
- なお、ISMAP登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。



電子申請・届出システム 導入スケジュール

指定申請等のウェブ入力・電子申請は第1期(令和4年度下期)、第2期(令和5年度上期)、第3期(令和6年度下期)に分けて運用を開始し、利用可能な自治体数を順次拡大していきます。
各期における利用自治体の募集や調整は、別途事務連絡等で行います。

【導入スケジュール案】

R3年度	R4年度					R5年度					R6年度	
	2月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	
第1期	参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整				参 加 自 治 体	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	
第2期			参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整		参 加 自 治 体	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	
第3期					参加自治体 募集・調整	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	自 治 体 運 用	運 用 開 始	
...												
	現在											

		新		日																																																																	
<p>(様式2の7) 介護保険事業状況報告 (令和 年度)</p> <p>保険者番号 : □□□□□■ 保険者名 :</p> <p>保険者番号 : □□□□□■ 保険者名 :</p>																																																																					
<p>2. 保険給付決定状況(続き)</p> <p>(3)-1 高額介護予防サービス費</p> <p>①令和3年4月 支出決定分から令和3年8月支出決定分</p> <p>ア 利用者負担第四段階</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>イ 利用者負担第三段階</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>ウ 利用者負担第二段階</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>才 合計</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>エ 利用者負担第一段階</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>オ 合計</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>						件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費																			
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
<p>②令和3年9月支出決定分から令和4年3月支出決定分</p> <p>ア 利用者負担第四段階</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(イ)利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅲ)</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(ウ)利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅳ)</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(エ)利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅴ)</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(オ)利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅵ)</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>イ 利用者負担第三段階</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>ウ 利用者負担第二段階</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>才 合計</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>						件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費			
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
<p>(3)-2 高額介護予防サービス費(年間上限)</p> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>件 数</td><td>世帯合算</td><td>そ の 他</td><td>計</td></tr> <tr><td>給 付 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>						件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費				件 数	世帯合算	そ の 他	計	給 付 費																																											
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					
件 数	世帯合算	そ の 他	計																																																																		
給 付 費																																																																					

介護給付費財政調整交付金及び介護給付費負担金の適正な交付並びに財政安定化基金の運営について

(1) 介護給付費財政調整交付金における不適切事案について

① 会計検査院指摘分

会計検査院が、平成28年度から令和2年度までの間に交付された介護給付費財政調整交付金について実地検査を行った結果、4県9保険者において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付（52,477千円）され、不当であるとの指摘を受けた。

指摘内容は、所得段階別加入割合補正係数の算出の誤り（具体例：各所得段階人数の集計を誤って所得段階別被保険者数を記載）や、調整基準標準給付費の算出の誤り（具体例：高額医療合算介護（介護予防）サービス費の過大計上、重複計上）などによるものである。

② 各保険者自主点検分

会計検査院の会計実地検査とは別に、毎年度実施をしていただいている過去5年度分の各保険者自主点検分による再確定処理については、46都道府県の349保険者において、介護給付費財政調整交付金が会計検査院による指摘と同様の理由により過大（275,836千円）に交付されていることも判明した。

③ 不適切事案の主たる要因

これらのような事例は、制度創設からこれまでの間、例年発生しているところであり、指摘事項の大半は、制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤り、調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りや様式帳票への転記ミスなどといったケアレスミスによるものとなっており、関係法令や交付要綱等を理解していないことや数値等の確認が不十分であったことが、その主たる要因となっている。

また、従前から介護保険事業状況報告等を活用し、数値等の検証を十分行うよう指導しているところであるが、会計検査院から指摘を受けたり、自主点検分による再確定処理が発生したりした都道府県においては、それを怠っていることが認められたところである。

④ 今後の課題

各都道府県におかれては、介護給付費財政調整交付金の各種係数の算定方法や誤りやすい事例などについて、各保険者を集めた事務研修会や勉強会の開催などを通じて、制度に対する十分な理解を促していただくとともに、介護保険事業状況報告等から、大きく異なる点がないかといった確認・検証について、国からも比較表を示しているにも係わらず、確認をしていない保険者も見受けられるため、保険者自らが確認を行うことはもとより、都道府県におかれても確認・検証を行うなど、各保険者に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(2) 不適切事案を防止するための対策について

① 簡易シートの活用

介護給付費財政調整交付金の制度への理解と事務処理軽減の一助として普通調整交付金を簡易に算定できるシート（以下「簡易シート」という。）（別添1及び別添2）を作成し、別途配布することにしているので活用いただきたい。

② 研修会及び勉強会の活用

都道府県が管内各保険者を集めた研修会や勉強会を開催するにあたっては、国としても講師の派遣や資料提供などの協力依頼について、今後もできる限り対応していきたいと考えているので、ご相談いただきたい。

③ 研修会及び勉強会の内容

例えば、「介護保険財政の適正な事務処理について」をテーマとし、国から派遣された講師作成によるレジュメを用いながら、各保険者職員に対し、「介護保険財政の現状」、「介護給付費財政調整交付金の目的と役割」という基本概念から始まり、簡易シートを活用した具体的な計算など、各事務担当者がどのような点についてミスを犯しやすい傾向にあるのか等の実例を用いながら、なるべくわかりやすく解説することが考えられる。

④ チェック体制の強化

令和2年度の交付において、保険者から国へ報告する係数を担当者が転記ミスした等の理由により数千万円の過小交付となった事案が複数発生した。担当者任せにすること無く、必ず管理者等が確認してから国へ報告するようお願いしたい。

(3) 介護給付費負担金について

保険者において、平成28年度から令和2年度までの間に交付された介護給付費負担金について、自主点検を行ったところ、「施設等分」と「その他分」の計上誤り等により、介護給付費負担金の算定に誤りがあることが判明した（計254）。

誤りの内容は、保険者が、介護給付費等のうち特定施設入居者生活介護費を「施設等分」と「その他分」とに区分する際に、「施設等分」に計上するところ、誤って「その他分」に計上したことにより、介護給付費負担金の額が過大となった等である。

各都道府県におかれては、今後とも介護給付費財政調整交付金と同様、適正な運用が図れるよう、「介護給付費負担金の適切な算定について」（平成23年8月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）を参考に、管内保険者への適切な助言・指導に努めていただきたい。

また、令和元年度以降、事業実績報告に当たっては、審査支払手数料について「施設等分」と「その他分」とに区分して計上することとなる。詳細については、「令和元年度以降の介護給付費負担金の事業実績報告について」（令和元年9月5日付け当課事務連絡）をご参照のうえ、適切にご対応されたい。

(4) 各保険者の主な誤り事由について

参考までに、令和4年度における介護給付費財政調整交付金及び介護給付費負担金の会計検査院会計実地検査及び各保険者の自主点検における主な誤り事由（別添・3）を添付するので今後の業務の参考にしていただきたい。

(5) 財政安定化基金の運営について

平成28年3月に会計検査院から、会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」）が行われ、厚生労働省に対して財政安定化基金の運営について、「厚生労働省において、財政安定化基金からの交付金については、保険者間の負担の公平性を確保するために、交付超過額が生じた保険者から当該交付超過額を返還させる取扱いとすることなどについて検討すること」等の指摘を受けたところ。

このため、当該指摘を踏まえ、「財政安定化基金の運営について」（平成29年3月15日付け介護保険計画課長通知）を発出したところであり、引き続き財政安定化基金の交付額の精算について、各自治体の実情等に応じて必要な措置を検討いただくようお願いしたい。

〇〇市(令和4年度)

1. 諸係数調査報告数字

調整基準標準給付費			第一号被保険者数									
介護予防 給付費 (A)	審査支払 手数料 (B)	損害賠償金 収入額 (C)	前前期・後期高齢者数			合計	前前期 85歳未満後期	85歳以上後期	合計	前前期 85歳未満後期	85歳以上後期	合計
			前期	85歳未満後期	85歳以上後期							
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

1ヶ月あたりの平均値
0 0 0

調整基準標準給付費			第一号被保険者数						
介護予防 給付費 (A)	審査支払 手数料 (B)	損害賠償金 収入額 (C)	前前期・後期高齢者数			合計	前前期 85歳未満後期	85歳以上後期	合計
			前期	85歳未満後期	85歳以上後期				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

被保険者の取扱いに注意。
↓

2. 諸係数調査定上の補正係数

調整基準標準給付費			高齢者加入割合						
介護予防 給付費 (A)	審査支払 手数料 (B)	損害賠償金 収入額 (C)	前前期・後期高齢者数			合計	前前期 85歳未満後期	85歳以上後期	合計
			前期	85歳未満後期	85歳以上後期				
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

算定シート④欄
標準給付費欄
↓

#DIV/0!

所得段階別加入割合

所得段階別加入割合			高齢者加入割合								
第1段階	第2段階	第3段階	前前期・後期高齢者数			合計	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	合計
			前期	85歳未満後期	85歳以上後期						
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

算定シート①欄
算定シート③欄
算定シート⑤欄
↓

#DIV/0!

算定シート⑦欄
算定シート⑨欄
算定シート⑪欄
算定シート⑬欄
算定シート⑮欄
↓

#DIV/0!

(別添. 1)

…保険者入力欄
…事業状況報告から入力不要

* 桁越け部分の数値を「(別添. 2)
算定シート中の指定部分に入力

〇〇市(令和4年度)

* 算定省令第2条の算定式

$$\text{算定省令第4条の算定式} \quad 28\% - (- 23\% \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!}) = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!}$$

$$\begin{aligned} & \text{調整基準標準給付費} \quad \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & \text{支付割合} \quad \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & \text{普通調整交付金算定額(確定額)} \quad \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \end{aligned}$$

【後期高齢者加入割合補正係数の計算】

$$\begin{aligned} A &= 0.4787 \quad \dots \quad (\text{全国平均の前期高齢者割合}) \\ B &= 0.3441 \quad \dots \quad (\text{全国平均の} 85\% \text{未満後期高齢者割合}) \\ C &= 0.1772 \quad \dots \quad (\text{全国平均の} 85\% \text{以上後期高齢者割合}) \\ (H) &= 0.0441 \quad \dots \quad (\text{全国平均の前期高齢者の補正要介護等生率}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} D &= \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \quad \dots \quad (\text{当該市区町村の前期高齢者割合}) \\ E &= \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \quad \dots \quad (\text{当該市区町村の} 85\% \text{未満後期高齢者割合}) \\ F &= \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \quad \dots \quad (\text{当該市区町村の} 85\% \text{以上後期高齢者割合}) \\ (I) &= 0.1842 \quad \dots \quad (\text{全国平均の} 85\% \text{未満後期高齢者の補正要介護等生率}) \\ (J) &= 0.5901 \quad \dots \quad (\text{全国平均の} 85\% \text{以上後期高齢者の補正要介護等生率}) \end{aligned}$$

○一人当たり給付費

$$\begin{aligned} & \frac{A}{\#DIV/0!} \times \frac{X}{\#DIV/0!} \times \frac{B}{\#DIV/0!} + \frac{0.3441}{\#DIV/0!} \times \frac{Y}{\#DIV/0!} + \frac{0.1772}{\#DIV/0!} \times \frac{Z}{\#DIV/0!} = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & \frac{D}{\#DIV/0!} \times \frac{X}{\#DIV/0!} + \frac{E}{\#DIV/0!} \times \frac{Y}{\#DIV/0!} + \frac{F}{\#DIV/0!} \times \frac{Z}{\#DIV/0!} = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \end{aligned}$$

○要介護認定率

$$\begin{aligned} & \frac{A}{\#DIV/0!} \times \frac{(G)}{\#DIV/0!} \times \frac{B}{\#DIV/0!} + \frac{0.3441}{\#DIV/0!} \times \frac{(H)}{\#DIV/0!} + \frac{0.1772}{\#DIV/0!} \times \frac{(I)}{\#DIV/0!} = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & \frac{D}{\#DIV/0!} \times \frac{(G)}{\#DIV/0!} + \frac{E}{\#DIV/0!} \times \frac{(H)}{\#DIV/0!} + \frac{F}{\#DIV/0!} \times \frac{(I)}{\#DIV/0!} = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \end{aligned}$$

【所帯保険別加入割合補正係数の計算】

$$\begin{aligned} 1 - \{ & \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} - \frac{0.173}{\#DIV/0!} \} \times 0.50 = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & + \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} - \frac{0.092}{\#DIV/0!} \times 0.25 = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & + \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} - \frac{0.084}{\#DIV/0!} \times 0.25 = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & + \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} - \frac{0.110}{\#DIV/0!} \times 0.10 = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & - \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} - \frac{0.143}{\#DIV/0!} \times 0.20 = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & - \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} - \frac{0.136}{\#DIV/0!} \times 0.30 = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & - \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} - \frac{0.060}{\#DIV/0!} \times 0.50 = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \\ & - \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \times \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} - \frac{0.064}{\#DIV/0!} \times 0.70 = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \end{aligned}$$

(別添. 2)

令和4年度会計検査院実地検査及び自主点検における主な誤り事由

■ 事 由 ■	()は、検査報告における 不当事項を再掲	件数
【介護給付費財政調整交付金】		
調整基準標準給付費の算定誤り(高額介護サービス費の算定額誤り)		29 (1)
普通調整交付金交付割合の算定誤り(所得段階別被保険者数の計上誤り)		13 (1)
特別調整交付金の重複申請他による減免額の決定誤り		155 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(介護・予防給付費の計上誤り)		10 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(高額医療介護(予防)サービス費の計上誤り)		32 (0)
特別調整交付金の算定誤り(減免対象者数の計上誤り)		7 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(収入額の計上漏れ)		7 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(損害賠償金その他収入額の計上誤り)		9 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(収入額の計上誤り)		23 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(介護福祉用具購入費等の計上額誤り)		7 (0)
【介護給付費負担金】		
「施設等分」と「その他分」の計上誤り		124
その他支出及び収入の計上誤り(控除すべき震災等被災者への減免額の計上誤り等)		134

※保険者の重複計上あり

(別添(3))